

育休中の扶養と給付金 要点簡単まとめ -図解で分かりやすく



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年4月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

育児中の扶養と給付金 要点簡単まとめ

育児休業中の扶養

育児休業中でも所得が一定の範囲内であれば扶養に入ることが可能です。

育児休業給付金は所得としてカウントされないため、他の所得が以下の範囲内であれば配偶者の扶養に入ることができます。

税法上の扶養	給与収入	または	年間所得	社会保険上の扶養	年収が130万円未満
	年収103万円以下		48万円以下		

育児休業給付金の支給

支給対象者	雇用保険に加入している従業員が育児休業を取得した場合に支給されます。	支給額	最初の180日間は給与の67%、その後は50%が支給されます（賃金日額に基づく）。
支給期間	- 子どもが1歳になるまで支給されます。 - 保育所の利用ができないなどの正当な理由があれば、1歳6ヶ月または2歳まで延長も可能です。		
手続き	- 従業員から支給申請書と母子健康手帳や給付金振込口座の通帳などの写しを提出してもらいます。 - 事業主がハローワークに支給申請を行います。 「支給決定通知書」を受領し、決定した支給金額と期間を従業員に伝えます。※育児休業期間が継続となる場合 - 原則として2ヶ月に1度、ハローワークに対して育児休業給付金の支給申請を行います。		

